

令和 8 年度台湾プロモーション業務委託仕様書

1 業務名

令和 8 年度台湾プロモーション業務委託

2 業務の目的

本市の訪日外国人宿泊観光客数において占める割合が最も多く、かつ近年増加傾向にある台湾からのインバウンド客について、本市の魅力や固有の観光資源等を活かして更なる誘客拡大を行うため、「2026 台湾国際旅行博」に出展し、本市への来訪意欲の向上を目指すとともに、旅行商品の造成、販路拡大につなげる P R を行うもの。

3 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 29 日まで

4 履行場所

もりおか観光プロモーション実行委員会事務局（盛岡市交流推進部観光課）が指定する場所

5 業務の内容

(1) 「2026 台湾国際旅行博」への出展

「2026 台湾国際旅行博」（以下、「ITF 旅行博」という。）へのブース出展及び「2026 台湾国際旅行博商談会」（以下、「ITF 商談会」という。）への出展を行うために、以下の内容にて本事業を実施するにあたり必要な各種調整を実施すること。

【2026 台湾国際旅行博概要】

① ITF 旅行博

開催期間：令和 8 年 11 月 6 日から 11 月 9 日 4 日間

会 場：台北市・南港展覽館 1F・4F

主 催：財団法人台湾観光協会

日本ゾーン事務局：公益社団法人日本観光振興協会

出展ブース数：基本ブース 1 小間（3 m×3 m×高さ 2.5m）

もりおか観光プロモーション実行委員会従事者：3 人

② ITF 商談会

開催日時：令和 8 年 11 月 5 日 13：30～16：30

会 場：台北市・富邦国際会議センター

主 催：公益社団法人日本観光振興協会

ア 財団法人台湾観光協会及び公益社団法人 日本観光振興協会との連絡調整等

- ・もりおか観光プロモーション実行委員会（以下、「発注者」という。）にて出展申込を行っている「2026 台湾国際旅行博」の主催者である財団法人台湾観光協会及び日本ゾーン事務局である公益社団法人日本観光振興協会（以下、「出展関連事務局」という。）との出展に係る連絡調整及び手続等を行うこと。なお、発注者が手配済みのもの以外で、受注者が出展関連事務局に手配を依頼する

場合は、その経費を委託料に含めたうえで、受注者が支払い手続きを行うこと。

- ・ ITF 旅行博ブース出展料（シェルブースタイプ 1 コマ）及び ITF 商談会出展料は発注者で支払済みであるため、委託料の経費には含めないこと。

イ ブースの設計、装飾

- ・ 台湾市場における盛岡市への誘客促進及び認知度向上を目的として、台湾人旅行者のニーズや市場動向を踏まえた独自性及び訴求力の高いブースコンセプトを設定すること。併せて、盛岡市の観光資源の魅力を効果的に発信できる構成とすること。
- ・ 来場者に対し、盛岡市の認知度を高め、魅力を最大限にPRできるようなコンセプト設計・デザイン・施工を行い、物品調達・撤収等を含めた、出展に関わる一切の手配を行うこと。
- ・ 来場者への応対がしやすく、かつブース内のスタッフの動線を配慮した設計とすること。

ウ ブース運営

- ・ ブース内に来場者に台湾語で対応可能なブーススタッフを3名配置すること。なお、現地スタッフ等を雇用する場合は、日本語にて意思疎通可能な者とし、岩手・盛岡の観光に係る知識を有する者を優先すること。
- ・ 事業の円滑な実施に必要な運営内容を把握している、日本人または日本語会話に支障のない運営ディレクター（以下、「運営ディレクター」という。）を1人配置すること。なお、開催期間中は同一の人物を配置することが望ましい。
- ・ ブース内で従事するスタッフの休憩等の管理は運営ディレクターが行うこととし、開催時間中は発注者が不在の間もスタッフを配置し、ブース内にスタッフが不在になることが無いようにすること。
- ・ ブーススタッフに対して、プロモーションに係る事前レクチャーを行うこと。
- ・ ブース内で発生したごみは出展関連事務局のルールに従い処理すること。

エ 物品調達、輸送、撤収及び管理

- ・ ブース造成及び ITF 商談会に必要な販促物等について、現地での調達や日本から当該会場への輸送により準備すること。
- ・ 必要なレンタル物品は、出展関連事務局を通じて手配することが可能であるが、その場合は受注者が直接出展関連事務局と調整すること。なお、設営、撤収に支障が無くかつ経費を抑えることが可能であれば、受注者独自の手配でも構わない。
- ・ 輸送にあたって発送物の確認及びインボイス等の作成を行うこと。なお、発送物のリストは発注者と調整すること。（輸送物は 50 kg 程度を想定）
- ・ ブース内及び会場内において、パンフレット等の資材が入った段ボールや貴重品等の管理を行うこと。
- ・ イベント終了後、日本への返送が必要な物品の返送手続きを行うこと。
- ・ 発送及び返送にかかる費用は委託料の経費に含めること。

オ ITF 商談会での観光プロモーションの実施

- ・ 盛岡市へのアクセスマップを作成すること。アクセスマップのデザインは、日本地図をベースに、①東京、仙台、北海道等の主要駅や直行便のある空港から盛岡市へのアクセス方法及び所要時間、②盛岡市の代表的な観光資源、③盛岡市から日帰りでアクセス可能であり、かつ台湾旅行者の関心の高い観光地（小岩井農場、八幡平、平泉、角館など）の観光資源へのアクセスをすべて盛り込んだ上で、視覚的に容易に伝わる内容とすること。

- ・上記のアクセスマップは、チラシ版（A 4 片面または両面 1 枚、フルカラー500 枚以上）、パネル版（A 3 サイズ、2 個以上）、データ版を制作し、ブースでの P R に活用すること。
- ・ブース内に盛岡市が制作した観光マップ（繁体字）を設置、配布すること。

カ ITF 商談会でのプロモーション

- ・台湾側の各エージェントに対し、本市への商品造成につながる P R を行うこと。
- ・本市の魅力が分かりやすく伝わる P R 資料を作成すること。なお、内容については発注者と詳細を協議の上作成すること。
- ・発注者が別途指定する盛岡市内事業者と連携の上 P R する場合があることに留意すること。
- ・商談会での通訳スタッフを 1 名配置すること。

キ ITF 旅行博メインステージまたは日本ゾーンイベントステージにおけるプロモーション

- ・メインステージ及び日本ゾーンイベントステージにおいて、盛岡さんさ踊りの演舞披露（5 名程度）を予定していることから、イベント開催時の MC 及び P R 内容の作成、出演に係る出展関連事務局との調整等の補助を行うこと。なお、盛岡さんさ踊りの演舞披露の出演者に係る渡航・移動等手配については、委託料の経費に含めないこと。

ク 受注者の提案による観光プロモーションの実施

- ・業務の目的を達成するために効果的であると考えられるプロモーションを提案し、実施に係る経費を計上すること。なお、提案するプロモーション内容は、会場内に限らず、会場外における取組みでも構わない。
- ・想定されるプロモーション内容を以下に例示するが、これに限らず台湾市場における盛岡市の認知度向上及び台湾旅行者の来訪促進を図るに相応しいプロモーション内容を提案すること。なお、繁体字に対応した盛岡市の SNS は無いため注意すること。

（例）アンケート実施

ブース来場者向けラッキードローの実施

東北 6 大祭り V R ゴーグルの活用

メインステージまたは日本ゾーンイベントステージを活用した P R

プロモーション動画の放映

体験コーナーの設置

S N S ハッシュタグキャンペーン

インスタグラム等の S N S や YouTube の活用

インフルエンサーの活用

台湾旅行会社へのセールスコール

市場調査、ヒアリング調査

- ・アンケートを実施する場合は、アンケートの内容を今後の台湾プロモーションに活かせるような内容を受注者で作成し、結果をとりまとめ報告すること。
- ・東北六市連携により制作した東北 6 大祭りの V R 体験ゴーグルを使用したい場合は、発注者と協議すること。なお、盗難、紛失、破損、故障の無いよう十分に注意すること。
- ・台湾旅行会社へのセールスコールを実施する場合、当日の移動手段（ワゴン車やハイエースなどの

車両) 及び運転手は受注者で手配をすること。また、セールスコールで使用するプロモーション資料は、受注者が作成することとし、アポイントメント及び通訳手配は委託料の経費に含めること。

(2) 渡航・移動等手配

ア 手配内容

発注者の渡航・移動に関する手配を、以下の内容で手配すること。

下記旅程における国内移動の交通費、宿泊費等は、見積もりに積算しないこと。また、発注者が指定する以外の飲食代についても見積もりに積算しないこと。

【手配内容】

- ①日本国内の空港（羽田、成田）⇄台湾の空港（台北松山）の往復航空券（エコノミー×3人）
 - ・往路は ITF 商談会の開始時間までに会場へ到着可能な便を想定すること。
 - ・復路は正午以降に出発し、かつ当日中に盛岡に到着可能な便を想定すること。
- ②宿泊施設（朝食付き禁煙3部屋×5連泊）
 - ・原則、期間中同一のホテルを手配すること。
 - ・ホテルの位置は台北駅エリア・西門エリア・中山エリア・松江南京エリアのスタンダードクラス以上のホテルとし、ITF 旅行博の会場まで公共交通機関または専用車により 30 分以内にアクセスできる場所とすること。ホテルから最寄り駅までは徒歩圏内とすること。
- ③台湾内の移動（MR T、タクシー、バス、専用車）
 - ・本業務に係る台湾内の全ての移動（空港（松山台北）⇄ITF 商談会会場⇄ホテル⇄ITF 旅行博会場⇄空港（松山台北））の手配を行うこと。
- ④ポータブル Wi-Fi×3人分

【旅程】

日にち	会期		手配を要する内容
11月5日 (木)	ITF商談会 13時半～16時半	移動（日本国内空港（羽田、成田）→台北松山空港） 移動（台北松山空港→ITF商談会会場） 移動（ITF商談会会場→宿泊施設） ホテル泊（台北市内）	飛行機（エコノミー、13時30分までに会場へ到着可能な便を想定） 移動（空港⇒会場⇄宿泊施設） ホテル
11月6日 (金)	ITF旅行博 1日目 10時～18時	移動（宿泊施設→会場） 会場準備・ブース出展従事 移動（会場→宿泊施設）※各自手配 ホテル泊（台北市内）	移動（会場⇄宿泊施設） ホテル
11月7日 (土)	〃 2日目 10時～18時	同上	同上
11月8日 (日)	〃 3日目 10時～18時	同上	同上

11月9日 (月)	4日目 10時～18時	同上	同上
11月10日 (火)		移動（宿泊施設→台北松山空港） 移動（台北松山空港→日本国内空港）	飛行機（エコノミー、正午以降の便かつ当日内に盛岡に到着可能な便を想定）

6 効果検証及び事業報告書

(1) 効果検証

ブースへの来場者数等の成果指標の把握を行うとともに、インタビューやアンケート等により来場者の声や反応、訪日旅行へのニーズを把握し、記録すること。

(2) 事業報告書の作成・提出

令和8年1月20日（水）までに、業務内容及び効果測定結果をまとめた事業報告書を制作し、提出すること。

7 業務委託契約の額に含まれない経費等

- (1) 社会通念上、華美な印象を与える経費（宿泊施設の通常の宿泊代金に含まれない一部の飲食代や打ち上げ経費等）。
- (2) 国内移動の交通費、宿泊費、指定以外の飲食代
- (3) ブース出展料及び商談会出展料（基本ブース1小間分）
- (4) ブース内で使用するタブレットの手配にかかる経費
- (5) その他、業務の遂行に関係しないと判断される経費

8 再委託等の制限

- (1) 業務受注者は、本業務の全部又は本業務の統括業務部分を、一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 業務受注者は、本業務の一部を第三者に委託することはできるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を発注者に対して文書で報告し、承認を得なければならない。
- (3) 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令順守を徹底すること。

9 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、発注者と事前に打合せを行い、双方理解の上で実施すること。また、受注者の責任を持って指示及び管理・運営を行うこと。
- (2) 受注者は出展中において、万が一のアクシデントに適切に対応できるよう、受注者は万全の緊急体制をもって実施すること。併せて、発注者が必要に応じて連絡をとれる体制を維持すること。
- (3) 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。
- (4) 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。

- (5) 本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有者等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受注者から受注者に移転することとする。
- (6) 装飾等の作成過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理については、受注者の責任において対応するものとし、発注者はその責任を負わない。
- (7) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、発注者は責任を負わない。
- (8) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の例により個人情報を取り扱うものとする。
- (9) 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することが無いよう、運搬及び受け渡しの方法について確実な措置を講じること。
- (10) 受注者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (11) 本業務の実施の伴い他に損害を与えた場合には、発注者の責めに帰すべき内容を除き、全て受注者の責任において処理すること。
- (12) この仕様書は作業の大要を示すものであり、本書に示していない事項についても発注者が業務上必要と認めた場合は、協議の上その指示により実施するものとする。
- (13) 本業務に当たって疑義の生じた事項については、その都度発注者と受注者が協議の上定めるものとする。